

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 日本ライフライン株式会社

【英訳名】 Japan Lifeline Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 啓 介

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番20号

【電話番号】 (03)6711-5200

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山 田 健 二

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番20号

【電話番号】 (03)6711-5200

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山 田 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の特定子会社かつ連結子会社であるJUNKEN MEDICAL株式会社（以下「JUNKEN MEDICAL」という。）を吸収合併することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	JUNKEN MEDICAL株式会社
住所	東京都品川区東品川二丁目2番24号
代表者の氏名	代表取締役社長 桑原邦生
資本金	150百万円
事業の内容	医療機器の製造、輸出入、販売

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 議決権の数 300,000個 総株主等の議決権に対する割合 100%

異動後につきましては、当該特定子会社は吸収合併により消滅いたしますので、いずれも該当事項はありません。

（3）当該異動の理由及びその年月日

当社が、当社の特定子会社であるJUNKEN MEDICALを平成29年1月1日（吸収合併の効力発生日）付で吸収合併することにより、同社は消滅するため、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

2．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（1）当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	JUNKEN MEDICAL株式会社
本店の所在地	東京都品川区東品川二丁目2番24号
代表者の氏名	代表取締役社長 桑原邦生
資本金の額	150百万円（平成28年3月31日）
純資産の額	1,668百万円（平成28年3月31日）
総資産の額	3,202百万円（平成28年3月31日）
事業の内容	医療機器の製造、輸出入、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	2,324百万円	2,967百万円	3,106百万円
営業利益	90百万円	461百万円	523百万円
経常利益	105百万円	449百万円	517百万円
当期純利益	155百万円	287百万円	309百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	日本ライフライン株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はJUNKEN MEDICALの発行済株式全部を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名がJUNKEN MEDICALの取締役を兼任しております。
取引関係	当社がJUNKEN MEDICAL製品を仕入れているほか、当社からJUNKEN MEDICALに対して資金の貸付、債務保証をする等の取引関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

両社の経営資源の統合により、薬事や開発等の機能をより強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。また、人工血管においては、開発・製造を担うJUNKEN MEDICAL と販売を担う当社が一体となることで、製品開発から販売までの一貫体制を構築し、事業の一層の強化を図るとともに、現在、JUNKEN MEDICAL のみで販売している血液浄化装置等の製品についても、当社の営業部門等との協働による事業拡大に取り組むことを目的としております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、JUNKEN MEDICALは解散いたします。

吸収合併に係る割当の内容

本合併による株式その他金銭等の割当ではありません。

その他の吸収合併の内容

当社が平成28年6月28日付で締結した合併契約書の内容は、後記のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当の内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当は行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本ライフライン株式会社
本店の所在地	東京都品川区東品川二丁目2番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木啓介
資本金の額	2,115百万円(平成28年3月31日)
純資産の額	15,890百万円(平成28年3月31日)
総資産の額	36,165百万円(平成28年3月31日)
事業の内容	医療用機器輸入・製造及び販売

(以下、合併契約書の内容)

合併契約書

日本ライフライン株式会社(以下「甲」という。)及びJUNKEN MEDICAL株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (合併の方法及び効果)

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併(以下「本合併」という。)を行う。

第 2 条 (甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲：日本ライフライン株式会社
東京都品川区東品川二丁目2番20号
- (2) 乙：JUNKEN MEDICAL株式会社
東京都品川区東品川二丁目2番24号

第 3 条 (本合併の効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年1月1日とする。

第 4 条 (本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

甲は、乙の発行済株式を全て保有しており、本合併において、乙の株主に対して、甲の株式その他の金銭等の割当てを行わない。

第 5 条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本合併に際して甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条 (合併承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。但し、本契約は、会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知した場合には、その効力を失う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。

第 7 条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上、これを行う。

第 8 条 (合併条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第 10 条 (本契約書に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

平成28年6月28日

甲：東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本ライフライン株式会社
代表取締役社長 鈴木 啓介

乙：東京都品川区東品川二丁目2番24号
JUNKEN MEDICAL株式会社
代表取締役社長 桑原 邦生